

沼田市第3次男女共同参画計画

～誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市～

概要版



平成28年3月

沼田市

計画策定にあたって

私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進展、経済の長期低迷と閉塞感の高まり、家庭形態の多様化等、絶え間なく変化しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識※¹が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

本市でも、平成26年10月に行った「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス※²（以下「DV」という。）など、人権を侵害する問題も生じています。

このような状況の中、市民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「沼田市第3次男女共同参画計画」を策定しました。

○男女共同参画関係年表

	昭和 20 年代 (戦後)	昭和 30～49 年 (高度経済成長期)	昭和 50～63 年 (経済安定期)	平成元年～ (経済低迷期)
世界			・昭和50年 国際婦人年 ・昭和50年 第1回世界女性会議(メキシコシティ) ・昭和54年「女子差別撤廃条約」採択(56年発効) ・昭和55年 第2回世界女性会議(コペンハーゲン) ・昭和60年 第3回世界女性会議(ナイロビ)	・平成7年 第4回世界女性会議(北京) ・平成12年 女性2000年会議(北京+5) ・平成17年「北京+10」世界閣僚級会合 ・平成22年 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)
国	・昭和20年 参議院議員選挙法改正(女性参政権) ・昭和21年「日本国憲法」制定		・昭和52年「国内行動計画」策定 ・昭和60年「女子差別撤廃条約」批准 ・昭和60年「男女雇用機会均等法」制定	・平成11年「男女共同参画社会基本法」施行 ・平成12年「男女共同参画基本計画」策定 ・平成17年「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・平成22年「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
県			・昭和55年「新ぐんま婦人計画」策定	・平成5年「新ぐんま女性プラン」策定 ・平成13年「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・平成16年「群馬県男女共同参画推進条例」施行 ・平成18年「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・平成23年「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
沼田市				・平成16年「沼田市男女共同参画計画」策定 ・平成23年「沼田市男女共同参画計画(第2次)」策定
社会 家庭 職場	・日本国憲法により、男女の法の下での平等がうたわれ、家制度が廃止された	・「男は外で働き、女は家庭を守る」片働き世帯が一般的となった	・昭和61年の「男女雇用機会均等法」施行により雇用の分野での男女差別が禁止された	・平成2年「1.57ショック」(前年の合計特殊出生率が過去最低となる) ・平成3年 バブル崩壊 ・共働き世代が増加し、平成4年頃から片働き世帯の数を上回るようになる

※¹ 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※² ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人からの暴力のこと。暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。(身体的な暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれます。)

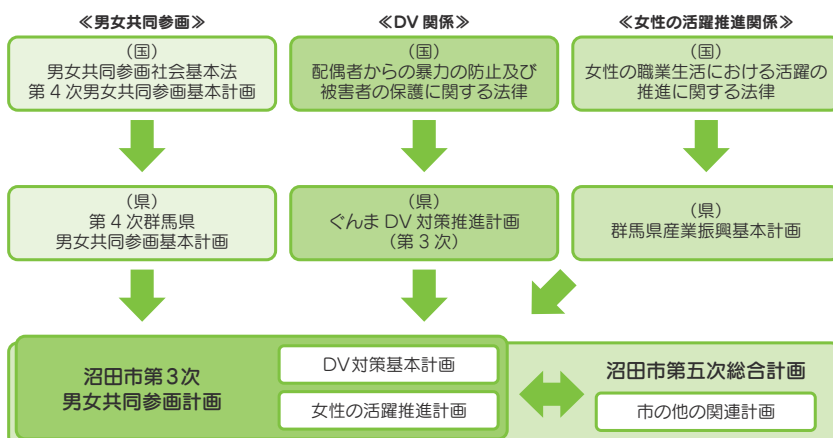
計画の性格と期間

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次群馬県男女共同参画基本計画」及び「沼田市第五次総合計画」との整合性に配慮するとともに、本市における「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「沼田市男女共同参画計画策定委員会」、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」等の意見・助言などを基に策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となるものです。

また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定するものです。

さらに、「女性活躍推進法」が制定され、本市においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。



計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、市民と事業所、行政が一体となって共同で施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

～市の役割～

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。



～市民の役割～

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的にに関わり、「男女共同参画社会づくり」を目指しましょう。

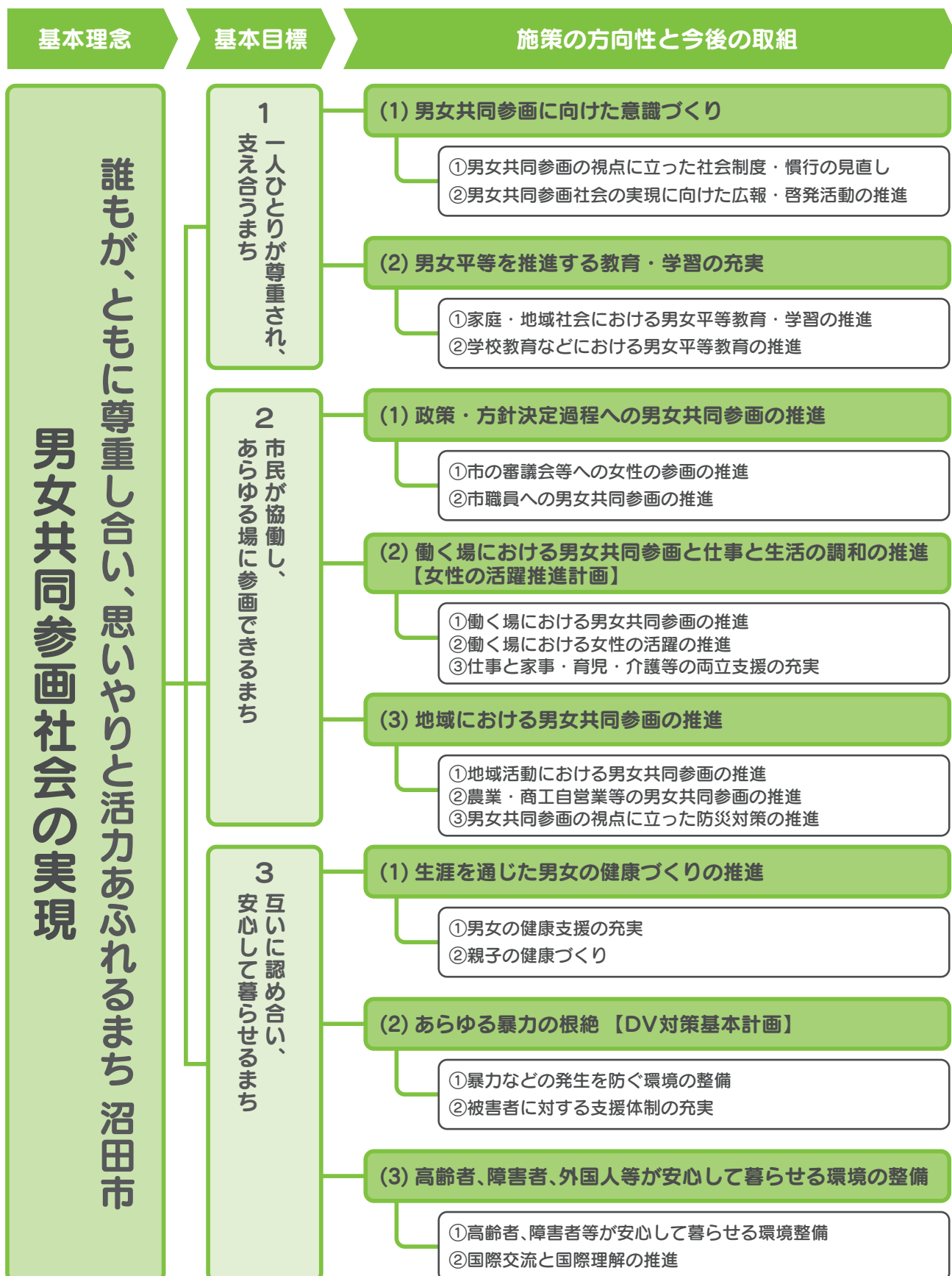
～地域団体・事業所等の役割～

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。そのため、地域団体・事業所は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力し「男女共同参画社会づくり」を推進しましょう。

基本理念と計画の体系

本計画は「沼田市第2次男女共同参画計画」が目指してきた「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市」を基本理念に掲げます。

また、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。



基本目標 1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発、広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重についての、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。

施策の方向

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進



(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進
- ② 学校教育などにおける男女平等教育の推進

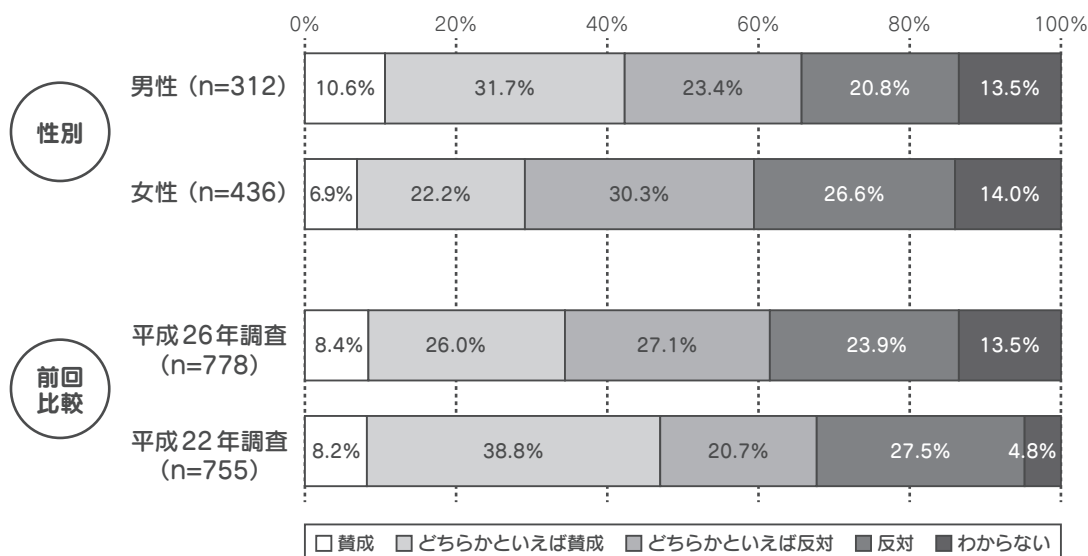


数値目標

家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合(市民意識調査)

43.4%(H26)→ 50.0%(H32)

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「平成26年 男女共同参画社会に関する市民意識調査」

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対の割合の人が高くなっていますが、女性は56.9%が反対しているのに対し、男性の反対は44.2%とやや少なくなっています。前回の平成22年調査と比べると、賛成は12.6ポイント減少し、反対が2.8ポイント増加しています。

基本目標 2 市民が協働し、あらゆる場に参加できるまち

誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。また、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の浸透・周知徹底を進めます。災害時においては、東日本大震災を機に、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮や防災の取組にあたっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められているため、子どもや高齢者、障害者など弱い立場の人に配慮した防災対策を推進します。



施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ①市の審議会等への女性の参画の推進
- ②市職員への男女共同参画の推進

(2) 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】

- ①働く場における男女共同参画の推進
- ②働く場における女性の活躍の推進
- ③仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実



(3) 地域における男女共同参画の推進

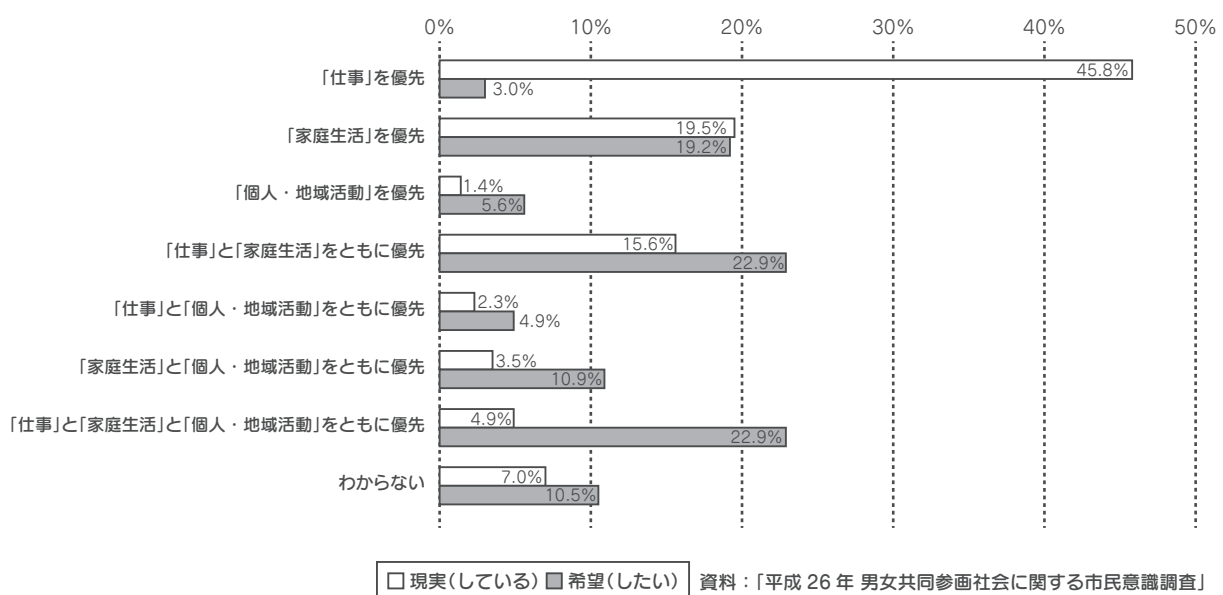
- ①地域活動における男女共同参画の推進
- ②農業・商工自営業等の男女共同参画の推進
- ③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

数値目標

職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合(市民意識調査)

36.2%(H26)→45.0%(H32)

生活の中での活動の優先度



生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度については、『「仕事」を優先』が現実には 45.8%に対し、希望は 3.0%と現実と希望ではかなりの差があります。また、『「仕事」と「家庭」と「個人・地域活動」を優先』は 22.9%の人が希望しているのに対し、現実では 4.9%でこちらも大きな差があります。

基本目標 3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

男女がいいきぎと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持・増進体制を推進します。

また、暴力は重大な人権侵害であり、暴力は許さないという社会的認識の醸成や被害者支援体制を充実させ、人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化します。

さらに、年齢、障害の有無や外国人であるかどうかにかかわらず、男女一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

施策の方向

(1)生涯を通じた男女の健康づくりの推進

①男女の健康支援の充実 ②親子の健康づくり

(2)あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

①暴力などの発生を防ぐ環境の整備 ②被害者に対する支援体制の充実

(3)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

①高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備 ②国際交流と国際理解の推進

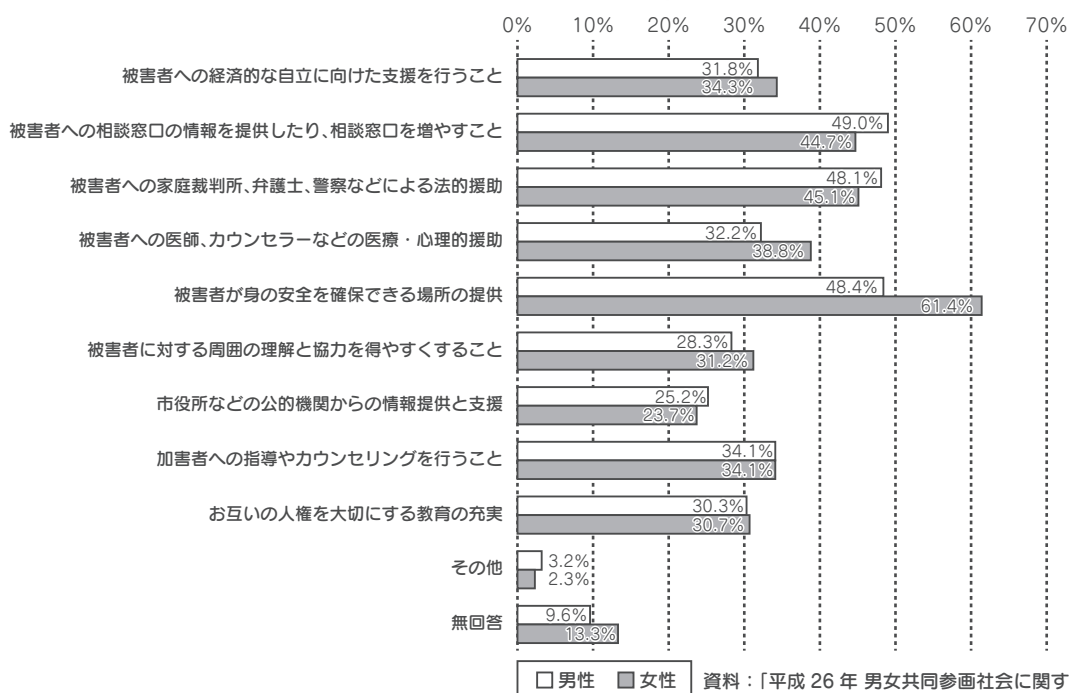


数値目標

DVを経験した（「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合（市民意識調査）

身体 7.7%→ 0%を目指す
(H26) (H32)

配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援



DVに対しての有効な援助として、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」、「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、「被害者への相談窓口の情報を提供したり、相談窓口を増やすこと」が上位にあがっています。

「DV防止法」において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も必要となっています。

みなさんもはじめてみませんか？

一人ひとりが尊重され、 支え合うまちをめざすために…

- ・ 女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、慣習や慣行について見直しをしてみましょう。
- ・ 自分の考えや発言で「女だから」「男だから」という区別をしていないか、振り返ってみましょう。
- ・ 男女共同参画のセミナーや研修会などに参加し、一緒に学んでみませんか？



市民が協働し、あらゆる場に参加できる まちをめざすために…

- ・ パブリックコメントなどの制度を活用し市政に参画しましょう。
- ・ 仕事をする意欲ややりがいを持ちつつ、家庭生活やリフレッシュ等の時間を確保できるライフスタイルを考えてみましょう。
- ・ 地域活動において、男女不平等な慣習・慣行に気づいた時は、地域の中で協力して改善していきましょう。



互いに認め合い、安心して暮らせる まちをめざすために…

- ・ 個人の特性にあった健康維持・増進に関心を持ちましょう。
- ・ あなたの言動や行動が、相手を傷つけていないか考えてみましょう。
- ・ 国際交流の行事やイベントに積極的に参加しましょう。



男女共同参画に関する情報はこちらへ！

沼田市の男女共同参画の事業や取り組みの
詳しい内容は WEB をチェック！

沼田市 男女共同参画

検索

QRコードに対応したスマホや携帯電話をお使いの方は、こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。



沼田市第3次男女共同参画計画（概要版）

発行年月：平成 28 年 3 月

発行：沼田市 市民部生活課

〒378-8501 沼田市西倉内町780番地

電話：0278-23-2111(代表)

FAX：0278-24-5179(代表)

URL：<http://www.city.numata.gunma.jp/>